

○農林水産省告示第千四百四十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七の規定に基づき、平成十七年一月十四日農林水産省告示第七十号（オーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成十九年九月二十日

農林水産大臣 若林 正俊

六の（一）の「ア中」生果実の中心部が一・〇度になつた後引き続き十六日間その温度で」を「次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなつた後引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で」に改め、同アに次の表を加える。

生果実の中心部の温度	期間
摂氏一・〇度	十六日間
摂氏二・一度	十八日間
摂氏三・一度	二十日間

六の（一）のイ中「生果実の中心部が一・〇度になつた後引き続き十四日間その温度で」を「次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなつた後引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で」に改め、同イに次の表を加える。

生果実の中心部の温度	期間
摂氏一・〇度	十四日間
摂氏二・一度	十六日間
摂氏三・一度	十八日間